

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	島原振興局	管理部 総務課	2019年 4月1日	平成31年度燃料売買単価契約(島原振興局所 管の公用車)	単価契約 別紙のとおり	島原市新湊1-32-1 長崎県石油協同組合 島原支 部 支部長 馬渡 清範	振興局の公用車は、管内全域にわたって出張しており、災害等緊急時の対応だけでなく、平時においても業務効率化や業務に支障が出ないようにするため、振興局保有の公用車(59台)が庁舎周辺だけでなく管内の各用務地において確実に給油できることが必要となっている。 長崎県石油協同組合島原支部との契約により、島原振興局管内全域における給油が可能となり、円滑な燃料調達が可能となること。 対象となる全ての給油所において、適正な同一価格での給油が可能となり経済合理性にも合致すること。 従来の入札に参加していた業者は全て長崎県石油協同組合島原支部の組合員であり、同組合との契約により、参加機会を失うなど不利益を被るものも無く公益性にも反しないこと。 同組合は、本県と災害協定を締結しており「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に合致し随意契約ができる組合であり、また「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に規定する官公需適格組合であり、国に準じ、県においても契約の相手方として受注機会の増大を図ることとされていること。 これらの理由により、長崎県石油協同組合島原支部を契約相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
2	島原振興局	建設部 河港課	2019年 5月21日	島原振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委 託	2,366,100	大村市池田町2丁目1311 -3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 田村 孝義	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委託先であることが求められる。	第167条の2第1項 第2号
3	島原振興局	建設部 管理課	2020年 3月30日	口ノ津港及び須川港緑地管理業務委託	1,382,700	南島原市西有家町里坊96- 2 南島原市 南島原市長	南島原市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「口ノ津港及び須川港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を南島原市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、南島原市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、南島原市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	島原振興局	建設部 管理課	2020年 3月31日	小浜港及び多比良港緑地管理業務委託	2,272,600	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市 雲仙市長	雲仙市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「小浜港及び多比良港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を雲仙市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、雲仙市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、雲仙市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
5	島原振興局	建設部 道路第一課	2019年 7月12日	一般国道251号外道路災害防除工事(監督補助業務委託)	14,300,000	大村市池田町2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願いについて、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
6	島原振興局	建設部 道路第一課	2019年 7月19日	島原振興局建設部道路第一課積算業務委託	7,535,000	大村市池田町2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
7	島原振興局	建設部 道路第二課	2019年 11月1日	一般国道251号道路改良工事(積算技術業務委託)	9,130,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、業者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
8	島原振興局	建設部 道路第二課	2019年 12月23日	一般国道251号道路改良工事(積算技術業務委託その2)	8,690,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、業者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	島原振興局	建設部 用地課	2019年 4月22日	用地取得事務委託（都市計画道路新山本町線道路改良工事）	7,717,000	島原市上の町537 島原市土地開発公社 理事長 柴崎 博文	用地取得事務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。 島原市土地開発公社は公共用地取得を伴う専門機関として島原市の全額出資により設立された「公有地拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係る斡旋業務が認められている。 また、損失補償基準及び地元精通しているとともに、過年度実施した建物調査等の業務に参画していることから補償内容等を把握しており、今後も継続的に委託することで安定した業務遂行が期待できる。さらに当事業と接続している市道霊南山ノ神線の事業内容も把握しているため、当事業と連携して進めることで効率的な用地取得が見込まれる。	第167条の2第1項 第2号
10	島原振興局	建設部 用地課	2019年 4月22日	用地取得事務委託（一般国道389号道路改良工事（国見拡幅））	3,872,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 田淵 和也	用地取得事務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。 長崎県土地開発公社は公共用地取得を伴う専門機関として長崎県の全額出資により設立された「公有地拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係る斡旋業務が認められており、また、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。	第167条の2第1項 第2号
11	島原振興局	建設部 用地課	2019年 5月8日	用地取得事務委託（一般国道251号道路改良工事（出平有明バイパス））	9,380,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 田淵 和也	用地取得事務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。 長崎県土地開発公社は公共用地取得を伴う専門機関として長崎県の全額出資により設立された「公有地拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係る斡旋業務が認められており、また、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。	第167条の2第1項 第2号
12	島原振興局	農林水産部 土地改良課	2019年 10月31日	南島原・雲仙地区積算参考資料作成業務委託	2,970,000	長崎県大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けない公益法人であり、併せて「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定を受け、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	島原振興局	農林水産部 土地改良課	2019年 10月31日	有馬2期地区積算参考資料作成業務委託	1,661,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けない公益法人であり、併せて「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定を受け、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
14	島原振興局	農林水産部 土地改良課	2019年 12月13日	宮田地区区画整理実施設計業務委託	9,856,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがいないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
15	島原振興局	農林水産部 土地改良課	2020年 1月30日	雲仙地区加例川上ため池積算参考資料作成業務委託	1,518,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けない公益法人であり、併せて「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定を受け、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
16	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 5月7日	愛津原地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	59,850,000	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は雲仙市長(雲仙市教育委員会)に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：島原振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 5月22日	諏訪地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	8,740,000	南島原市西有家町里防96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施する」となっており、当契約における相手方は南島原市長(南島原市教育委員会)に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
18	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 6月3日	岡南部地区区画整理基本設計業務委託	5,500,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合(以下、「土改連」という。)は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
19	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 6月10日	諏訪地区積算参考資料作成業務委託	2,775,600	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けない公益法人であり、併せて「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定を受け、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
20	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 6月17日	見岳地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	20,045,000	南島原市西有家町里防96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施する」となっており、当契約における相手方は南島原市長(南島原市教育委員会)に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 7月10日	畑総島原地区補助監督業務委託	11,770,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定されている長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
22	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 7月31日	三会原第4地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	7,125,000	島原市上の町537 島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」（昭和50年5月23日付）の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は島原市長（島原市教育委員会）に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
23	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 9月25日	空池原地区積算参考資料作成業務委託	1,925,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けない公益法人であり、併せて「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定を受け、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
24	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 10月10日	桃山田地区区画整理実地設計業務委託	17,380,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	・長崎県土地改良事業団体連合会（以下、「土改連」という。）は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 ・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等（以下、「面工事業」という。）は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 ・本業務（面工事業の調査、測量、設計）は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 11月29日	岡南部地区区画整理実施設計業務委託	11,308,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うは場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
26	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2019年 5月21日	桃山田地区 換地計画等事務委託	9,922,000	雲仙市千々石町戊370-1 桃山田土地改良区 理事長 町田 一久	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認められた者に特定されている。 よって、桃山田地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、桃山田土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
27	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2019年 5月22日	岡南部地区 換地計画等事務委託	10,934,000	雲仙市南串山町丙10538-4 岡南部土地改良区 理事長 浅野 政輝	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認められた者に特定されている。 よって、岡南部地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、岡南部土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
28	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2019年 5月29日	諏訪地区 換地計画等事務委託	10,571,000	南島原市深江町丙419-7 諏訪土地改良区 理事長 濱本 康弘	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認められた者に特定されている。 よって、諏訪地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、諏訪土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
29	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2019年 6月6日	三会原第4地区換地計画等事務委託	4,997,300	島原市新町2-117-2 三会原土地改良区 理事長 林田 俊秀	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認められた者に特定されている。 よって、三会原第4地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、三会原土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2019年 6月18日	山田原第2地区換地計画等事務委託	10,556,700	雲仙市吾妻町大木場名63 山田原第2土地改良区 理事長 岩永 篤	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、山田原第2地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、山田原第2土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
31	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2019年 6月20日	見岳地区換地計画等事務委託	2,779,700	南島原市北有馬町戊2749 見岳土地改良区 理事長 池田 庄治	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、見岳地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、見岳土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
32	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2019年 6月20日	愛津原地区換地計画等事務委託	5,228,300	雲仙市愛野町甲3997-1 愛津原土地改良区 理事長 松尾 文昭	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、桃山田地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、桃山田土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
33	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2019年 6月20日	宮田地区換地計画等事務委託	2,024,000	雲仙市国見町土黒甲1079-1 宮田土地改良区 理事長 小川 清美	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、宮田地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、宮田土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
34	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2019年 6月25日	三会原第3地区換地計画等事務委託	21,226,700	島原市新町2-117-2 三会原土地改良区 理事長 林田 俊秀	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、三会原第3地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、三会原土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
35	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2019年 6月25日	空池原地区換地計画等事務委託	17,237,000	南島原市加津佐町己2792-7 空池原土地改良区 理事長 酒井 光則	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、空池原地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、空池原土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：島原振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2019年 6月28日	馬場地区換地計画等事務委託	4,992,900	南島原市深江町丙4 1 9 - 7 馬場土地改良区 理事長 薄田 俊介	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、馬場地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、馬場土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
37	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 9月17日	馬場地区区画整理基本設計業務委託	3,817,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会（以下、「土改連」という。）は2 1市町及び1 0 2土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等（以下、「面工事業」という。）は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務（面工事業の調査、測量、設計）は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

